

自由法曹団 2015年五月研究討論集会 (in 広島・安芸)

2015年6月9日

自由法曹団原発問題委員会事務局次長 柿沼真利

当ネットワークの参加団体でもある「自由法曹団」<http://www.jlaf.jp/>の「五月研究討論集会」が、5月17日(日)、18日(日)と、広島県の安芸にて開催され、原発問題に関し分科会が行われたことから、その報告をします。



まず、同分科会では、2011年3月まで裁判官を務め、2006年3月24日には、金沢地裁の裁判官として、北陸電力・志賀原発の運転差止め判決を言い渡し、退官後は、福井県の関西電力・大飯原発、高浜原発の差し止め訴訟などの弁護団に参加している井戸謙一弁護士(滋賀弁護士会)から、「脱原発と司法の役割」と題して講演をいただいた。

同講演で、印象に残った点としては、2011年3月の東京電力・福島第1原発事故について、事故直後は、当時の原子力委員会委員長の「最悪のシナリオ」とし

て、同原発を中心として250km以内（東京都まで及ぶ）が、避難区域にならざるを得なかったかもしれず、現在の被害で済んだのは「奇跡的」なことであったこと、近時出された、福井地裁の関西電力・高浜原発差止め申立の決定、と、鹿児島地裁の九州電力・川内原発差止め申立の決定、との、判断の違いの分析でした。

また、討論では、各団員から、東京電力・福島第1原発事故の被害実態の主張及び被害者救済と、脱原発の問題の一体化、車の両輪としての位置づけを行うべき等の発言がなされた。

その後の全体会では、以下の決議がなされた。

### 福島第一原発事故による被害の全面救済の実現及び原発推進政策からの即時撤退を求める決議

1 2011年3月11日の福島第一原発事故から4年が経過したが、今でも多くの人々が避難を余儀なくされ、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償はいまだ実現されておらず、また、事故収束の目途すらも立っていない。

2 すでに政府は、2014年4月にエネルギー基本計画を閣議決定し、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発の安全性よりも、低コストや安定供給性を強調するとともに、新たな安全神話ともいえる「世界一厳しい」と称する新規制基準に適合した原発の再稼働を進めることを決めた。

そして、2014年7月には九州電力川内原発1、2号機について、新規制基準に適合していると判断し、すでに地元市長や県知事の同意を取り付けている。また、2015年2月には、関西電力高浜原発3、4号機についても新規制基準に適合していると判断し、原発再稼働の動きが加速している。

自由法曹団は、これまで新規制基準は決して安全性基準ではないということを強調し、新規制基準に合格した原発の再稼働を進めるとする政府の原発推進政策に対し正面から

反対し、警鐘を乱打してきた。

3 政府が無責任な原発推進政策を進める一方で、福井地方裁判所は、2014年5月21日、半径250キロメートル圏内の住民の人格権に基づいて大飯原発3、4号機の運転差止請求を認める画期的判決を下した。同判決は、国民の生命、身体及び安全で平穏な生活を守るための極めて常識的な判断であり、人類とは共存できない本質的な危険性を孕む原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民を納得させる内容である。

さらに、同じく福井地方裁判所は、2015年4月14日、高浜原発3、4号機の運転差止仮処分決定において、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」、「新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できる」とし、原子力規制委員会の許可がなされた現時点においては、緊急に運転を差し止める必要性が認められるとし、新規制基準に基づく新たな安全神話を一蹴した。また、原発は我が国に壊滅的な被害をもたらす可能性を内在する本質的に危険なものであるという認識に立ち、関西電力の主張に対しては、「基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠の乏しい楽観的な見通しにしかすぎない」、「国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとに対応が成り立っていると云わざるを得ない」と断罪し、原発事故によって取り返しのつかない損害を被るおそれがあるからこそ、原子炉の運転を止めることが、この具体的な危険性を大幅に軽減する適切で有効な手段であるとまで断言した。

真にもって、国民の命を守る極めて常識的な判断であり、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民を納得させる内容である。

4 一方で、鹿児島地方裁判所は、2015年4月22日、九州電力川内原発1、2号機

の運転差止仮処分申立を却下する不当決定を出した。人権擁護の砦であるべき裁判所が、憲法上の人権である人格権が侵されようとしている危険な現実を抑止できないどころか、政府の原発推進政策に追従し、三権分立の原則に基づく重要な責務を放棄したに等しい。

この決定は、専門的知見を有する原子力規制委員会が策定した新規制基準に不合理な点はなく、実際に発生している基準地震動超過地震の存在も新規制基準の不合理性を基礎付けるものではないとする。しかし、原発が我が国に壊滅的な被害をもたらす可能性を内在する本質的に危険なものであるという事実から目を背ける不当な判断であり、福島第一原発事故再来のリスクを自ら招くものである。そして、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民の意見を無視し、国民の命や生活の安全をないがしろにするものであると言わざるを得ない。

5 上記大飯原発に関する福井地方裁判所の判決が示すとおり、福島第一原発事故は、我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である。そして、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるこそが国富の喪失である。政府の原発推進政策は、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民の意見を無視するばかりか、国民生活の安全をないがしろにするものである。原発の安全性は絶対に確保しえないという福島第一原発事故の現実を顧みない全く無責任な政策であると言わざるを得ない。

自由法曹団は、国富の喪失となる原発事故の被害を二度と繰り返させず、将来世代に禍根を残さないために、国に対し、福島第一原発事故の責任を認め、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロの社会を実現することを求める。そのうえで、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの人たちの全面救済の実現に最優先で取り組むことを求める。我々はそのためのたたかいに全力を傾注することを決議する。

2015年5月18日

自由法曹団2015年広島・安芸5月研究討論集会

